

2024年 9月8日

東京都渋谷区本町2丁目6番地3号 D'S VARIE初台ビル4F

ザムソン株式会社

代表取締役 飛田 篤志



該非判定書

下記に記載されている弊社製品が輸出貿易管理令別表第1 第3項(2)7 および
米国輸出管理規制 (EAR) に該当するか否かについて、以下の通り判定致します。

製品名:	自力式バルブ
製品の概要:	弁体の位置変化により、流体を調整します
型式 (Type)	2405, 2406, 2412, 2417, 2422, 2430, 2435, 3214, 41-23, 41-73, 44シリーズ
口径	10A 以上
材質	鋳鉄、鋳鋼、鍛造鋼、ステンレス(A351CF8M, SUS316)、銅合金(CC491K, CC499K)

判定結果：非該当

本判定は、2024年9月8日付施行の政省令改正に対応しています。

なお、キャッチオール規制（輸出令別表第1の16項）には該当します。

貴社で需要者および最終用途をご確認の上、必要に応じて経済産業省への許可申請を行っていただけますようお願い申し上げます。

また、米国輸出管理規制（EAR）につきましても、輸出管理規制（EAR）の対象品目外のため
対象外と判定します。

【ロシア・ウクライナ情勢に関する外国為替法に基づく措置について】

自力式バルブのうち、減圧弁は令和4年6月10日に導入された外為法に基づくロシア等向け
輸出禁止などの措置別表二の三に該当する**規制対象貨物**であり、貴社で承認基準を満たすと
判断される場合は経済産業省へ輸出承認申請を実施頂けますようお願いいたします。

対象減圧弁型式：2405, 2412, 2422/2424, 41-23, 44-1, 2333